

問題 1

【正解】 1

【解説】 因果関係に関する基礎的な問題であり，被害者の特殊な事情（病的素因）が存在した場合についての理解を確認する趣旨である。

最判昭和 46・6・17 刑集 25 卷 4 号 567 頁は，類似の事案で因果関係を肯定している。

問題 2

【正解】 2

【解説】 因果関係に関する基礎的な問題であり，被害者の行為が介入した場合についての理解を確認する趣旨である。

最決平成 15・7・16 刑集 57 卷 7 号 950 頁は，類似の事案で因果関係を肯定している。

問題 3

【正解】 2

【解説】 不作為犯に関する基礎的な問題であり，不作為の因果関係についての理解を確認する趣旨である。

最決平成元・12・15 刑集 43 卷 13 号 879 頁は，類似の事案で，直ちに救急医療を要請していれば，救命は合理的な疑いを超える程度に確実であったことを理由に因果関係を肯定しており，60 パーセントの確率では不十分と考えられる。

問題 4

【正解】 2

【解説】 故意・錯誤論に関する基礎的な問題であり，抽象的事実の錯誤についての理解を確認する趣旨である。

最決昭和 54・3・27 刑集 33 卷 2 号 140 頁は，このような場合につき，行為者の認識・予見した事実ではなく，実際に生じた事実が該当する構成要件に係る故意犯の成立を認めている。

問題 5

【正解】 2

【解説】 正当防衛に関するやや発展的な問題であり，いわゆる自招侵害に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成 20・5・20 刑集 62 卷 6 号 1786 頁の判旨に従えば，本問の事例においては，XがAの暴行を具体的に予期していなかったとしても，Xには正当防衛が認められない。

問題 6

【正解】 1

【解説】 正当防衛に関する基礎的な問題であり、刑法 36 条の「やむを得ずにした行為」についての理解を確認する趣旨である。

最判昭和 44・12・4 刑集 23 卷 12 号 1573 頁を参照。

問題 7

【正解】 1

【解説】 緊急避難に関する基礎的な問題であり、その成立要件の理解を確認する趣旨である。

本問の事例では、Y 車の接近によって X の生命（または身体）に対する現在の危難が存在し、当該危難を避けるために A を突き飛ばした X の行為には補充性と法益均衡性が認められる。

問題 8

【正解】 2

【解説】 未遂犯に関するやや発展的な問題であり、実行の着手に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成 16・3・22 刑集 58 卷 3 号 187 頁によれば、本問の事例においても、第 1 行方に出た時点で、X には殺人罪の実行の着手が認められる。

問題 9

【正解】 2

【解説】 共犯論に関する基礎的な問題であり、過失犯の共同正犯についての理解を確認する趣旨である。

最判昭和 28・1・23 刑集 7 卷 1 号 30 頁は、メタノール入りの飲料を過失により販売した事案について、共同正犯の成立を認めている。

問題 10

【正解】 2

【解説】 共犯論に関する基礎的な問題であり、共犯関係の解消に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成 21・6・30 刑集 63 卷 5 号 475 頁は、住居侵入後、強盗行為の着手前に、X が他の共犯者らに電話して離脱し、残された共犯者らが、X の離脱をその後、知るに至ったが、そのまま強盗に及んだという事案において、X においてそれ以降の犯行を防止する措置を講じていなければ、当初の共謀関係が解消したとはいえないとし、X は強盗罪の共同正犯の罪責を負うとしている。

問題 11

【正解】 1

【解説】 生命・身体に対する罪に関する基礎的な問題であり、いわゆる胎児性致死傷についての理解を確認する趣旨である。

最決昭和 63・2・29 刑集 42 卷 2 号 314 頁は、胎児性水俣病に関する業務上過失致死事件に関して、問題文に掲げた理由に基づき、同罪の成立を認めている。

問題 12

【正解】 1

【解説】 略取・誘拐罪に関する基礎的な問題であり、親権者による略取誘拐行為に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成 15・3・18 刑集 57 卷 3 号 371 頁および最決平成 17・12・6 刑集 59 卷 10 号 1901 頁は、親権者による拐取罪に関して、親権者であっても拐取罪の構成要件該当性は認められ、親権者の 1 人であることは、その行為の違法性が例外的に阻却されるかどうかの判断において、考慮されるべき事情であるとしている。

問題 13

【正解】 1

【解説】 占有の帰属に関する基礎的な問題であり、物の保管者間に上下・主従関係がある場合の占有の所在についての理解を確認する趣旨である。

類似の事案に関する大判大正 3・3・6 新聞 929 号 28 頁、大判大正 7・2・6 刑録 24 輯 32 頁などは、こうした場合に窃盗罪の成立を認めている。

問題 14

【正解】 2

【解説】 事後強盗罪に関する基礎的な問題であり、窃盗の機会の継続性の要件に関する理解を確認する趣旨である。

類似の事案に関する最判平成 16・12・10 刑集 58 卷 9 号 1047 頁は、事後強盗罪の成立を否定している。

問題 15

【正解】 1

【解説】 詐欺罪に関する基礎的な問題であり、財物の交付が不法原因給付にあたる場合の詐欺罪の成否に関する理解を確認する趣旨である。

この問題に関して最判昭和 25・12・5 刑集 4 卷 12 号 2475 頁などは同罪の成立を認めている。

問題 16

【正解】 2

【解説】 詐欺罪に関する基礎的な問題であり、他人名義のクレジットカードの不正利用に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成 16・2・9 刑集 58 卷 2 号 89 頁は詐欺罪の成立を認めている。

問題 17

【正解】 2

【解説】 背任罪に関する基礎的な問題であり、財産上の損害に関する理解を確認する趣旨である。

最決昭和 58・5・24 刑集 37 卷 4 号 437 頁によれば、貸金債権の場合、履行不能の確定まで至らなくても財産上の損害は認められ、既遂となりうる。

問題 18

【正解】 2

【解説】 建造物損壊罪に関する基礎的な問題であり、損壊の意義に関する理解を確認する趣旨である。

落書き行為であっても「建物の外観ないし美観を著しく汚損し、原状回復に相当の困難を生じさせた」（最決平成 18・1・17 刑集 60 卷 1 号 29 頁）場合には、建造物損壊罪となりうることから、本問の場合に成立しないとするのは誤り。

問題 19

【正解】 1

【解説】 文書偽造罪に関する基礎的な問題であり、「偽造」（有形偽造）の意義に関する理解を確認する趣旨である。

判例（最判昭和 59・2・17 刑集 38 卷 3 号 336 頁など）によれば、有形偽造においては文書の内容の真偽は問われず、正しい。

問題 20

【正解】 1

【解説】 犯人隠避罪に関するやや発展的な問題であり、「隠避」の意義に関する理解を確認する趣旨である。

最決平成元・5・1 刑集 43 卷 5 号 405 頁によれば、問題文のような場合も「隠避」にあたりうる。

問題 21

【正解】 5

【解説】 不作為犯に関する基礎的な問題であり，重要判例（最決平成 17・7・4 刑集 59 巻 6 号 403 頁）を前提とした思考力を問う趣旨である。

X が B の生命に具体的危険を生じさせた上，手当てを全面的にゆだねられた立場にあったとの判示は，先行行為による危険創出と依存関係について述べたものと理解でき，5 は正しい。同決定は，X が B 死亡の危険を認識したのは B が居室に運び込まれた際であるとの事実認定を前提に，その段階での未必的殺意を認定し，不作為の殺人罪を認められたものであるから，1 と 2 は誤りである。必要な医療措置を受けさせなかった不作為を問題にしているから，3 も誤りである。X は殺意のない A との間では保護責任者遺棄致死罪の限度で共同正犯となるとの判示は，A の罪名は保護責任者遺棄致死罪にとどまることを前提にしていると解されるから，4 も誤りである。

問題 22

【正解】 4

【解説】 故意・錯誤論に関するやや発展的な問題であり，具体的事実の錯誤についての思考力を問う趣旨である。

見解①は法定的符合説（抽象的法定符合説），見解②は具体的符合説（具体的法定符合説）である。アは見解①の，イは見解②のそれぞれ典型的な理由づけであり，いずれも正しい。見解①は方法の錯誤と客体の錯誤のいずれについても故意を阻却せず，両者の区別が困難であるとの指摘は批判にならないから，ウは誤りである。エの事例において，見解②によれば，X が認識していなかった B との関係で成立するのは強盗殺人罪ではなく強盗致死罪であるから，エも誤りである。見解②の立場を，認識した法益主体と異なる法益主体に結果が発生した場合に故意を阻却するものと理解すれば，オのように解する余地があるから，オは正しい。

問題 23

【正解】 4

【解説】正当防衛に関する基礎的な問題であり、急迫性の判断方法、過剰防衛と誤想過剰防衛についての思考力を問う趣旨である。

【事例 1】の X には、故意の過剰防衛として傷害致死罪が成立する。【事例 2】の X は、積極的加害意思をもって侵害に臨んでおり、急迫性が否定されることから正当防衛は認められず（最決昭和 52・7・21 刑集 31 卷 4 号 747 頁参照）、傷害致死罪に問われる。

【事例 3】の X には、故意の誤想過剰防衛として傷害致死罪が成立する。

1. 誤り。【事例 1】の X にも【事例 2】の X にも、傷害致死罪が成立する。
2. 誤り。積極的加害意思をもって侵害に臨んでいる X には侵害の急迫性が欠けるので、正当防衛の成立は認められない。
3. 誤り。X において、積極的加害意思を基礎づける事情についての自覚が欠けているわけではないので、X には正当防衛に該当する事実の認識がなく、故意は阻却されない。
4. 正しい。【事例 1】の X にも【事例 3】の X にも、傷害致死罪が成立する。
5. 誤り。【事例 3】の X も、刑法 36 条 2 項によって刑が減輕される余地がある（最決昭和 62・3・26 刑集 41 卷 2 号 182 頁を参照）。

問題 24

【正解】 3

【解説】責任能力に関するやや発展的な問題であり、いわゆる「原因において自由な行為」に関する理解を確認する趣旨である。

この問題に関する最高裁判例として、最大判昭和 26・1・17 刑集 5 卷 1 号 20 頁、最決昭和 43・2・27 刑集 22 卷 2 号 67 頁を参照。

- ア. 誤り。X は、殺人の故意を生じた時点で既に心神喪失の状態に陥っているため、殺人罪は成立し得ない（最大判昭和 26・1・17 は、この場合につき過失致死罪が成立する余地を認める）。
- イ. 正しい。心神喪失の状態に陥る前の時点で、X に故意または過失が認められない限り、心神喪失の状態下で惹起された傷害結果について X に罪責を問うことはできない（最大判昭和 26・1・17 参照）。
- ウ. 誤り。最決昭和 43・2・27 は、「酒酔い運転の行為当時に飲酒酩酊により心神耗弱の状態にあったとしても、飲酒の際酒酔い運転の意思が認められる場合には、刑法 39 条 2 項を適用して刑の減輕をすべきではないと解するのが相当である」とする。
- エ. 正しい。最決昭和 43・2・27 の趣旨によれば、飲酒の際にまだ酒酔い運転に出る意思がなかった場合には、その後になされた心神耗弱の状態下での酒酔い運転につき刑法 39 条 2 項が適用される。
- オ. 誤り。X には、心神喪失の状態に陥る前の時点で窃盗の意思が認められないので、窃盗罪に関しては 39 条 1 項が適用される。

問題 25

【正解】 1

【解説】 間接正犯に関するやや発展的な問題であり、間接正犯の成否に関する理解を確認する趣旨である。

①には h, ②には g, ③には b, ④には k, ⑤には i, ⑥には j, ⑦には c, ⑧には e, ⑨には n, ⑩には m が、それぞれ入る。

問題 26

【正解】 3

【解説】 名誉毀損罪, 信用毀損罪, 業務妨害罪に関する基礎的な問題であり、それぞれの犯罪類型に関する基本的理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。最大判昭和 44・6・25 刑集 23 卷 7 号 975 頁に反する。

イ. 正しい。最判平成 15・3・11 刑集 57 卷 3 号 293 頁が示す見解に沿う。

ウ. 正しい。最決昭和 58・11・1 刑集 37 卷 9 号 1341 頁が示す見解に沿う。

エ. 誤り。最決昭和 62・3・12 刑集 41 卷 2 号 140 頁に反する。

オ. 誤り。最決昭和 59・3・23 刑集 38 卷 5 号 2030 頁に反する。

以上から、正しいのは、イとウである。

問題 27

【正解】 4

【解説】 不法領得の意思に関する基礎的な問題であり、この問題に関する重要判例の理解を確認する趣旨である。

ア. 誤り。類似の事案に関する最決昭和 55・10・30 刑集 34 卷 5 号 357 頁に反する。

イ. 正しい。類似の事案に関する最判昭和 26・7・13 刑集 5 卷 8 号 1437 頁と整合的である。

ウ. 誤り。類似の事案に関する最決昭和 31・8・22 刑集 10 卷 8 号 1260 頁に反する。

エ. 誤り。類似の事案に関する最決昭和 35・9・9 刑集 14 卷 11 号 1457 頁に反する。

オ. 正しい。類似の事案に関する最決平成 16・11・30 刑集 58 卷 8 号 1005 頁と整合的である。

以上から、正しいのは、イとオである。

問題 28

【正解】 5

【解説】 詐欺罪に関するやや発展的な問題であり、キセル乗車のケースを素材として、同罪の成立要件に関する思考力を問う趣旨である。

(ア)～(ウ) は、いわゆる推断的欺罔(挙動による欺罔)に関する理解を問うもので、(ア)には a, (イ)には c, (ウ)には f がそれぞれ入る。また、(エ)(オ)は、処分行為(交付行為)における具体的処分意思の要否に関する理解を問うもので、(エ)には j, (オ)には k がそれぞれ入る。

問題 29

【正解】2

【解説】横領罪に関する基礎的な問題であり、同罪の成否に関する思考力を問う趣旨である。

アは正しく（最判昭和 30・12・26 刑集 9 卷 14 号 3053 頁など）、イも正しい（最判昭和 28・12・25 刑集 7 卷 13 号 2721 頁など）。ウは、横領罪における不法領得の意思は、判例によれば「他人の物の占有者が委託の任務に背いて、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意志」（最判昭和 24・3・8 刑集 3 卷 3 号 276 頁）とされているので誤り。エも、抵当権設定行為が横領行為に該当しないとする点で誤り（最決平成 21・3・26 刑集 63 卷 3 号 291 頁）。オも、十分知りつつ代物弁済を受けた場合の共犯につき否定的判断を示した最判昭和 31・6・26 刑集 10 卷 6 号 874 頁に照らして誤りである。

問題 30

【正解】2

【解説】放火罪に関する基礎的な問題であり、同罪に関する基本的な理解を確認する趣旨である。

1 は、自己物であっても建造物等以外放火罪（110 条 2 項）、さらには延焼罪（111 条 2 項）が成立しうるので誤り。2 は、正しい。3 は、一時的な旅行では現住性は失われないので誤り（最決平成 9・10・21 刑集 51 卷 9 号 755 頁）。4 は、110 条の公共の危険を建造物等への延焼可能性に限定している点で誤り（最決平成 15・4・14 刑集 57 卷 4 号 445 頁）。5 は、公共危険の発生の認識は不要であるので誤り（最判昭和 60・3・28 刑集 39 卷 2 号 75 頁参照）。